

## 1. 第6期計画の実施と第7期計画の策定準備について

### (1) 今後の方向性について

- 第6期介護保険事業（支援）計画（以下「第6期計画」という。）においては、「団塊の世代」が後期高齢者となる2025年を見据えた中長期的なサービス給付・保険料水準の推計、地域包括ケアシステムの構築に向けた「地域包括ケア計画」としての位置づけなど、第6期計画以降を視野に入れた計画策定を行ってきたところである。  
第7期介護保険事業（支援）計画（以下「第7期計画」という。）の計画策定においても、これらの方針に基づいて第8期、第9期を見据えて段階的に取組みを進めていく必要がある。
  
- また、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）においても、「医療・介護に関する計画については、中長期的な視野に立った工程管理を行う観点からPDCAマネジメントの実施を進める」ことや、「要介護認定率や一人当たり介護給付費の地域差について、高齢化の程度、介護予防活動の状況、サービスの利用動向や事業所の状況等を含めて分析し、保険者である市町村による給付費の適正化に向けた取組を一層促す観点から制度的な対応を含めた検討を行う」こと等が記載された。
  
- このように、介護保険事業（支援）計画の策定主体である自治体には、今後ますますPDCAマネジメントの実施や給付の適正化などに着眼した保険者機能及び保険者支援機能の強化が求められていく中、計画策定作業についても、まずは、現在の第6期計画の実行管理や点検評価などのPDCAを実行しながら、第7期計画の策定準備に着手していくことが重要と考えられる。

### (2) 第6期計画のPDCAマネジメントについて

#### (ア) 第6期計画に関するアンケート調査結果について

- 第6期計画の策定過程等の状況については、昨年9月には市町村を、11月には都道府県を対象として、第7期計画の策定に向けた取組みの参考とすることを目

的にアンケート調査を実施したところである。

両調査の回答についてとりまとめたので、(参考資料)「1. 第6期介護保険事業(支援)計画に関するアンケート結果について」のとおりお示しする。

- なお、この調査については、調査の実施段階及び今回提示する回答結果の活用段階のそれぞれにおいて、事業計画のPDCA マネジメントが意識されるよう、「計画の進捗管理(達成状況の点検及び評価)」という項目を設けている。
- 各自治体においては、当該調査結果も活用しながら、まずは第5期介護保険事業(支援)計画(以下「第5期計画」という。)や、第6期計画の1年目である平成27年度の実績の分析について、積極的に取り組んでいただきたい。

#### **(イ) 地域包括ケア「見える化」システム：実行管理機能の活用について**

- 地域包括ケア「見える化」システムについては、既に1. 3次リリース(平成27年10月30日)において、「現状分析機能(現状分析・課題抽出に有効な指標群の閲覧・データ取得機能、提供される情報に関するGIS・グラフ等による直感的な分析機能など)」として、市町村・都道府県が第5期計画以降の実績情報を基に介護保険事業の現状の評価を行い、適切な施策検討を行うために提供が必要な情報・機能を実装している。

加えて、今般の1. 5次リリース(平成28年2月26日)では、「実行管理機能(計画値に対する実績値の乖離の状況やその地域間比較等の分析機能)」を実装したところである。

- 今般の「実行管理機能」は、介護保険事業(支援)計画における介護給付等対象サービスの見込み量等として報告いただいた確定値に基づいた計画値に対して、介護保険事業状況報告に基づいた実績値がどの程度乖離しているか等の分析を行うことが可能となっている。

事業計画の適切な進捗管理に当たっては、この実行管理機能の積極的な活用を

願います。

- 具体的には、各都道府県・市町村（保険者）毎に、要介護（支援）認定者数やサービス利用者数、給付費等の指標について、システム画面上において、計画値とあわせて実績値を表示するとともに、他の自治体との比較参照など地域間比較等の分析も実行できる仕様となっている。

※ なお、今回の1.5次リリースにおいて、データを指標化し情報提供を行う年度については、第5期計画（平成24～26年度）、第6期計画（平成27～29年度）、平成32年度及び平成37年度（第6期計画以降は計画値のみ）となっている。

- 各自治体においては、この「現状分析機能」及び「実行管理機能」等の現時点において実装済みの機能を活用しながら、まずは第5期計画や、第6期計画の1年目である平成27年度の実績の分析を行う際に、積極的に活用されたい。

### **（3）第7期計画の策定準備について**

#### **（ア）実態把握等について**

##### **① 「介護する家族の就労継続への支援に効果的な介護サービスの在り方等を的確に把握するための調査手法の開発及び自治体による調査」について**

- 平成27年12月22日に開催した全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議においてもお伝えしたところであるが、現在、政府としては、一億総活躍社会の実現に向けて、介護を理由にやむを得ず離職しなければならない方をなくすことを目指し、各種取組を進めているところである。

- この介護離職者ゼロの実現に向けては、在宅サービスや施設サービスの充実や介護人材の確保とともに、介護する家族の就労継続への支援に効果的な介護サービスの在り方等のニーズを的確に把握し、各保険者において、第7期計画に反映していくことが重要である。

- このため、今般の補正予算では、厚生労働省において、どのような調査手法を取れば、介護離職との関係も含めた地域の介護ニーズを把握することが可能となるかについて、調査研究事業を行うこととしたところである。
- 当該調査研究事業では、その後、各自治体がこれを効果的に活用して地域のニーズを把握することができるよう、有識者や自治体の方々の意見も踏まえつつ検討するとともに、平成 28 年 5 月頃には、5 つ程度の市町村において試行的に調査を行う予定である。その結果も踏まえた調査票等を平成 28 年秋頃にお示しする予定であり、第 7 期計画の策定に向けて今後、実施される、様々なニーズ把握のための調査の一環として活用していただきたい。  
また、検討段階においても、適宜、検討経過を情報提供してまいりたい。

## ② 「日常生活圏域ニーズ調査」について

- 第 5 期及び第 6 期計画策定の際には、地域の高齢者の身体機能の状況、閉じこもり、認知症等のリスク要因などの実態把握に着目した支援ツールとして「日常生活圏域ニーズ調査票」と調査結果を集計する「生活支援ソフト」の配布を行った。
- 従来の「日常生活圏域ニーズ調査票」については、以下の指摘があったところである。
  - ・ 調査項目が多く、調査対象者の高齢者にとっての調査負担が大きく、調査の対象状態像が明確ではない。
  - ・ 調査結果から日常生活圏域ごとのサービス目標設定の方法が分からない。
- 上記の指摘を踏まえて、総合事業の全国展開も見据えて、以下の事項について検討を行ってきたところである。
  - ・ 調査票の簡略化とともに、要介護状態になる前の高齢者の「要介護度の悪

化につながるリスクの発生状況」及び「要介護度の悪化に影響を与える日常生活の状況」の実態把握に特化した調査票の作成

- ・ 日常生活圏域内での地域支援事業等の展開や地域ケア会議での活用を踏まえながら、第7期計画にもつなげていくための実態調査の在り方に関する手引きの作成

- これらの支援ツールが出来次第、追ってお示ししたいと考えている。なお、事業計画の策定に必要な調査の経費については、普通交付税措置が講じられているところであるが、今後お示しする簡略版の調査票により、地域の実情を把握し、要介護状態になる前の高齢者に対する介護予防・日常生活支援総合事業の評価等を行う場合には、地域支援事業の一般介護予防事業のうち「一般介護予防事業評価事業交付金」が活用できるので、各自治体において検討していただきたい。

#### <参考>

「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号老健局長通知)

最終改正：平成28年1月15日老発0115第1号)

#### 別紙 地域支援事業実施要綱

別記1 (総合事業を実施する市町村における地域支援事業の事業構成及び事業内容)

第1 事業構成

第2 事業内容

1 総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業 (略)

(2) 一般介護予防事業

ア 総則 (略)

イ 各論

(ア) ～ (ウ) (略)

(エ) 一般介護予防事業評価事業

① 事業内容

一般介護予防事業評価事業は、介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を目的とする。

ただし、地域の実情を把握するための調査の実施にあたっては、介護保険事業計画の評価等を行う上で必要な項目を適切に選定し、調査結果に基づいて評価を行い、計画の見直しを行うこと。また、調査結果について、介護予防普及啓発事業の活用をする等、住民への情報提供に留意すること。

**(イ) 第7期計画の策定スケジュール (案) について**

**① 策定スケジュール (案) について**

- 第7期計画の策定に当たっては、各自治体において、高齢者の実態把握や給付分析等の準備作業を行うとともに、今後の制度改正等の状況や国が示す基本指針等を踏まえて、平成29年度末頃の計画の決定・公表に至るまでの間、様々な作業を進めていただくことになる。
  
- 現時点での策定スケジュールのイメージは (参考資料) 「2. 第7期計画の策定スケジュールについて」のとおりであるが、第6期計画までと異なる点としては、地域包括ケア「見える化」システムの随時のリリースを踏まえるほか、医療介護総合確保推進法第3条に定める総合確保方針 (以下「総合確保方針」という。) の改定や医療計画の策定とも密接に関連するので、留意されたい。

## ② 総合確保方針の改定について

- 医療介護総合確保推進法において、総合確保方針は、地域における医療と介護の総合的な確保の意義や基本的な方向性に関する事項、国が策定する医療計画に関する基本方針と介護保険事業計画に関する基本指針の基本となるべき事項などを記載することとされている。
  
- 平成30年度の第7次医療計画と第7期計画の同時改定を見据え、今後、国において医療計画に関する基本方針と介護保険事業計画に関する基本指針の改定が行われる予定であり、これに向けた、総合確保方針の改定は、平成28年末から平成29年初頭を目途にとりまとめることを目指すこととしている。
  
- 総合確保方針の具体的な改正事項については、地域医療構想や第6期計画の進捗状況等を踏まえつつ、厚生労働省に設置された「医療介護総合確保促進会議」において議論することとなっており、今後も関係部局（医政局、老健局、保険局）が連携しながら、当該会議の場等を通じて、その検討状況等についても適宜お示ししていく予定であるので承知願いたい。

## ③ 地域包括ケア「見える化」システムにおける「将来推計機能」について

（全体像について）

- 介護給付等対象サービスの見込み量等の推計については、各保険者で責任を持って推計することが原則となるが、国としても計画策定期間毎に介護保険事業計画用ワークシート（以下「ワークシート」という。）に基づいて一定の推計方法等をお示ししてきたところである。

特に、第6期計画以降、地域包括ケア「見える化」システムにおいて、介護保険事業（支援）計画の計画値に対する実績値の比較等による実行管理も行っていただくため、今後も正確な情報の登録をお願いしたい。

- 第7期計画策定の支援として提示する推計ツールについては、地域包括ケア「見える化」システム内の「将来推計機能」として、2.0次リリース（平成28年7月予定）、3.0次リリース（平成29年3月予定）と段階的に提示していく予定としている。
- なお、第7期計画の策定においても、第6期計画策定時と同様に、2025（平成37）年度といった将来の介護需要やそのために必要な保険料水準の推計、それらを踏まえた段階的な方針策定及び計画策定を実施できるよう、これらの推計ツールに反映させていく予定としているので、留意されたい。

#### （2.0次リリースについて）

- 平成28年7月に予定している2.0次リリースにおいては、第6期計画のデータを基に、一連の将来推計機能の操作フロー（操作画面、操作手順等）を実装した操作練習用の推計ツールをお示しする予定である。
- 第7期計画策定における推計作業については、地域包括ケア「見える化」システムを活用しつつ、概ね平成29年度に集中する推計作業を円滑に執り行えるよう、操作練習用の推計ツールとして提示を行うものである。
  - ※ 地域包括ケア「見える化」システムにおける利用権限については、市町村の計画策定担当者毎にシステム権限（アカウント）の付与を行う予定。詳細は、今後、順次示していく予定。
- また、2.0次リリースの時期にあわせて、都道府県等の担当者を対象とした伝達講習会についても開催したいと考えているので承知されたい。
  - ※ 伝達講習会の詳細は、今後、順次示していく予定。



### (3. 0次リリースについて)

- 平成28年度末には、2. 0次リリースでの操作練習を踏まえた自治体の意見や第7期計画策定に関する基本指針骨子案等の提示も踏まえながら、第7期計画用の推計ツール（暫定版）の提示を行う予定である。
- また、制度改正等に対応した確定版についても、平成29年度の早い時期には、情報提供を行う予定である。

※ なお、これらの第7期計画の推計については、地域包括ケア「見える化」システム上のインターネット使用環境において行われる点がこれまでの取扱いと異なることから、自治体によっては、作業環境の整備に一定の時間等を要すると考えられるため、従来の方式（エクセルによるワークシート）についても検討中である。

### (4) 都道府県介護給付適正化アドバイザー事業（平成28年新規事業）について

- 第3期介護給付適正化計画と第6期計画は、同じ計画期間となっており、双方のPDCAを意識しながら進めて行くことが重要と考えられる。
- このため、保険者支援機能に関する取組の一環として、平成28年度において新たに、都道府県から専門的な知識を有する有識者等を保険者に一定期間派遣し、給付費分析を含めた第6期計画の実施状況の検証を行うとともに、次期計画の策定等に向けて、事業計画の実施段階において生じる課題分析や適切な計画策定等に関するアドバイスをを行い、もって保険者の事業計画のPDCA機能向上を図るための事業を試行的に実施することとしている。（予算額については、（参考資料）「5. 介護給付適正化推進特別事業について」を参照）
- 事業実施にあたっては、近日中には実施要綱（案）や採択方針等についてお示ししたいと考えており、事業を行う都道府県においては、実行計画の策定、これに基

づく進捗管理及び国への報告等を要件にする予定として考えている。今後、第3期介護給付適正化計画等に基づき、更に保険者の給付適正化の取組支援について推し進めていく意向のある都道府県におかれては、本事業の積極的な活用について検討いただくようお願いしたい。

- なお、平成28年度においては、国において試行的実施に向けて参考となるガイドラインを作成するとともに、5か所程度の都道府県において試行的実施を行い、実施状況を検証しつつ、平成29年度以降において全ての都道府県において実施可能となるようなガイドライン等の作成にも着手する予定としているので、承知いただきたい。

## **(5) その他**

### **(ア) 「生涯活躍のまち形成事業計画」と市町村介護保険事業計画との調和について**

- 今国会に提出されている地域再生法の一部を改正する法律案において、「生涯活躍のまち形成事業」を実施する市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画を作成することとされており、当該計画には、介護サービス提供体制の確保のための施策等を記載することができることとされている。
- 当該法律案では、当該計画は、市町村介護保険事業計画と調和することとされているため、当該改正法が成立した後、生涯活躍のまち形成事業計画を策定する市町村においては、関係部局と計画の記載について適宜調整されたい。

### **(イ) 「市町村居住安定確保計画」と市町村介護保険事業計画との調和について**

- 今国会で提出されている地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案により、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）が改正され、市町村が法定計画として市町村高齢者居住安定確保計画を策定することができることとされる。

- これを踏まえ、当該法律案の中で、介護保険法第 117 条第 8 項を改正し、市町村介護保険事業計画が調和を保つべき計画の例示として、市町村高齢者居住安定確保計画を明示することとした。なお、これまでも市町村が必要に応じて策定する高齢者居住安定確保計画については、国が策定する介護保険事業計画に関する基本指針において、市町村介護保険事業計画と調和すべき旨を記載してきたところである。当該改正法が成立した後、市町村高齢者居住安定確保計画を策定する市町村においては、関係部局と計画の記載について適宜調整されたい。